

件名：農林水産省「食料産業局」ホームページ見直し業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

# 仕 様 書

## 1 件名

農林水産省「食料産業局」ホームページ見直し業務

## 2 目的

平成23年9月の農林水産省の組織再編に伴い、新たに「食料産業局」が発足し、旧総合食料局で担っていた食品産業分野だけではなく、農山漁村の豊富な資源を活用し、新しい産業を育成し、農山漁村に雇用と所得を生み出すという新しい思想の下で、輸出促進事業分野、バイオマス事業分野、再生可能エネルギー事業分野等の多数の先進的な分野も新たに担うこと、また、農山漁村の6次産業化事業等も引き続き取り組むこととなった。

新たな食料産業局は、従来の枠にはまらない組織であり、農山漁村から食品流通・販売業界、消費者まで幅広い分野に関わることから、これら幅広い関係者に対して食品産業局の所掌分野を周知するとともに、6次産業化事業等の施策を更に推進するため、食料産業局ホームページをわかりやすく魅力的なものとし、情報の受発信を行っていく必要がある。

しかしながら、旧来の食品産業分野にいくつもの異なる先進的分野が加わったこと等から食料産業局のホームページは統一性に欠けていること、施策を周知すべき者にとって十分に分かりやすい構成となっていないこと等から、ページ毎の統一感や閲覧者の利便性の向上を図るために再編成することで、情報の受発信を充実させるものである。

## 3 業務内容

上記の目的を達成するために、以下の内容に従って食料産業局のホームページの見直しを行うこと。なお、業務に実施にあたっては、農林水産省食料産業局企画課担当者（以下「担当者」という。）と十分に相談した上で実施すること。

### （1）見直し対象ページ

主としてURLにおいて（<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/>）が含まれる食料産業局のホームページの関連ページを対象とし、担当者に確認した上で業務を実施すること。

### （2）主な見直し内容

請負者は、自身の有するホームページ作成や効果的なページの構成に関する知見を基に、上記「2目的」の趣旨に沿って、見出し構造及び箇条書きの設定等文書の構造化を適切に行い、ページの統一性、閲覧者の利便性、わかりやすさ、PR力、親しみやすさを考慮し、主として以下の見直しを担当者に確認の上、行うこと。

① 食料産業局のホームページのトップページ

食料産業局のホームページのトップページ (<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/index.html>)については、バナーや施策情報等の適切な項目分けや配置、閲覧者からの問い合わせ窓口の設定等、コンテンツデザインの工夫を行う。

② 食料産業局のホームページの関連ページ

- ・ 食料産業局のホームページの関連ページ (URL に <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/>を含むページ。以下、「食料産業局の関連ページ」という。)のうち、主要なページ (主に施策情報、注目情報及びバナーに挙げられる事項の1ページ目。以下同じ。)について、項目の配置や配色の工夫等のコンテンツデザインの工夫を行う。
- ・ 食料産業局の関連ページについて、階層を工夫する等、食料産業局のホームページサイト全体の構造の見直しを行う。
- ・ 食料産業局の関連ページのうち、担当者から別途指示する主要なページ及び一部の下部階層のページについて、PDF形式等の添付ファイルのHTML化を行う (約1,500ページ相当)。

(3) 見直しに当たっての注意事項

① コンテンツマネジメントシステム

グローバルデザイン社製のコンテンツマネジメントシステム (CMS-8341/やさしい) に対して、コンテンツ作成を行うこと。

なお、ページの取込み等に関しては、契約締結後、マニュアル(外部ファイル取込み手順書等)を貸与することとする (業務終了後、返却のこと)。

② テンプレート

「農林水産省ホームページによる分かりやすい情報提供を行うための指針」(農林水産省ホームページ運営要領(平成17年3月31日制定)の別添)に基づいて、原則として既存のテンプレート (XHTML1.0+CSS2.0) を使用してデザインを提案した上で、ページの作成を行うこと。

③ トップページの見直し

食料産業局のホームページのトップページ (<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/index.html>)

ex.html) の見直しに当たっては、農林水産省ホームページのトップページと連動して新着報道発表資料が掲載されるようにプログラムされていることから、担当者に確認すること。

④ 農林水産省のルールマニュアルに沿った見直し等

当該業務により納品される食料産業局のホームページのトップページデザイン及びその他の作成したページは、農林水産省ホームページ掲載ルールマニュアルに沿ったものであり、特別な知識がなくても簡易な操作方法等で更新、管理が適切に行えるものであること。

⑤ アクセシビリティのチェック

下記のチェックツールを用いて、XHTML、CSS及びアクセシビリティの各チェックを行うこと。

ア XHTML検証・・・<http://validator.w3.org/>

イ CSS検証・・・<http://jigsaw.w3.org/css-validator/>

ウ アクセシビリティ検証・・・

<http://design.fujitsu.com/jp/universal/assistance/index.html>

#### 4 作業計画

作業の実施に当たっては、契約締結後3日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）以内に以下の資料を作成し、担当者の承認を得ることとする。

また、作業計画の変更の必要性が生じた場合は、変更の理由及び変更内容とともに修正された作業計画を担当者に書面にて提出し、届け出て承認を得ることとする。

- (1) 作業スケジュール表
- (2) 業務推進体制と役割分担
- (3) 作業の進め方と作業内容の概要

#### 5 貸与物件

下記データが収録された磁気媒体（業務終了後、返却のこと）

- (1) ホームページデータ
- (2) テンプレート(XHTML1.0+CSS2.0)一式
- (3) 農林水産省ホームページ掲載ルールマニュアル
- (4) CMS-8341 for WEB BROWSER テンプレート作成手順書
- (5) CMS-8341 for WEB BROWSER 外部取込用ファイル作成手順書

(6) その他、外部作成に必要と思われるマニュアル

※ (3)～(5)については、入札公告期間中、食料産業局企画課企画第2班にて、上記資料(ルールマニュアル、外部ファイル取込み手順書等)の閲覧を可能とする。

なお、閲覧可能時間は平日10時から17時まで(ただし、12時から13時を除く。)とする。

## 6 納品

データの納品については、下記のとおりとする。

(1) 物品：データ(磁気媒体)一式

(2) 留意事項

納品にあたっては、アクセシビリティ・チェックソフトを用いた、JIS規格対応の検証等の結果について、担当者に報告するなど、万全を期すこと。

## 7 納入期間

平成24年3月29日まで

## 8 納入場所

農林水産省食料産業局企画課

## 9 応札者の条件

コンテンツマネジメントシステム(CMS)を使った、ホームページの企画・設計及び制作業務の実績を有すること。

## 10 著作権

(1) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権等(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び営業秘密は農林水産省に帰属し、農林水産省が独占的に使用するものとする。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合は、農林水産省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に担当者の承認を得ることとし、農林水産省は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様

書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。

## 1.1 その他

- (1) 請負者は、業務の実施にあたって、その一部について委託又は再請負（以下「委託等」という。）を行う場合は事前に担当者と協議を行い、承認を得ること。原則として国外業者への委託等を行わないこと。
- (2) 請負者は、業務の進行状況等の定期報告を行うほか、担当者の求めに応じて報告を行うこと。
- (3) 担当者は業務状況・進行状況に対して、業務の目的を達成するために必要な指示を行えるものとし、請負者はこの指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要があるときは、担当者と請負業者が協議すること。
- (5) 農林水産省のサーバー室などの施設に出入りする場合には、農林水産省で定める諸規則の手続きに従うこと。
- (6) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、必要がある場合には事前に担当者と協議し、決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し確認を受けること。
- (7) 請負者は、本契約に関して農林水産省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。（本件において知り得た事項については、外部に漏らさないこと。）
- (8) 農林水産省ロゴマークの使用にあたっては、農林水産省の広報制作物等の統一ルールを定めた「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」の規定を遵守しなければならない。
- (9) 当該業務の実施にあたって、制作するデザイン、コンテンツについては、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X8341-3）に配慮したものとすること。